

## 野田市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案） に対する 意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

### 1 政策等の題名

野田市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

### 2 意見の募集期間

平成27年12月15日（火）から平成28年1月18日（月）まで

### 3 意見の募集結果

①提出者数・意見数		1人	2件
②提出方法	直接持参	0人	0件
	郵送	0人	0件
	FAX	0人	0件
	Eメール	1人	2件
③政策等に反映した意見			1件

### 4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条2項 不完全な常態の空家等とは空家等のうち特定空家等を除く次のいずれかとあるが(1)(2)(3)で示されている要件はいずれも、法第2条で定義されている特定空家等の「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。」との違いが曖昧であり分かりにくい。</p>	<p>管理不全な状態の空家等及び特定空家等について、条文上違いが分かりにくいとのご指摘ですが、管理不全な状態の空家等については、法で定められた特定空家等に限ったものでなく、幅広いものであり、市民等から苦情があった空家等については、原則として管理不全な状態の空家等に該当するものとして扱うことから、分かりやすくなるよう、第2条第2項の規定を次のとおり修正します。</p> <p>「2 前項に定めるもののほか、この条例において「管理不全な状態の空家等」とは、空家等のうち、適切な管理が行われていないと認められる空家等で特定空家等</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>「空家等」で「特定空家等」ではないが「不完全な常態の空家等」なるものの定義を市民に分かりやすい説明にすべきです。つまり、「老朽化等又は台風等の自然災害で倒壊又は破損」と「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」「草木の繁茂又は害虫の発生により、良好な生活環境の保全に支障」と「衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」などどちらも同じことを示しているに過ぎず、これでは条文上「不完全な常態の空家等」と「特定空家等」との境界はなく、このまま条例施行された場合にはその運用は混乱します。</p>	<p>を除くものをいう。」</p>	
2	<p>(情報の提供) 第3条 平成27年4月から改正行政手続法の施行にあわせて野田市行政手続条例も改正施行され「処分等の求め」の制度がはじまっています。 同条例の第35条の2では「何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする</p>	<p>条例第3条は、地域の状況に精通している市民等から情報提供を規定したものです。 野田市行政手続条例第35条の2の処分等の求めは、法令に違反した事実がある場合の対応であり、適切な管理が行われていない空家等は直ちに法令に違反しているとまでは言えないことから、書面に限らず口頭での申出も含めて、広く市民等から情報提供を受けることを規定したものです。 頂いた情報は、個人情報保護条例に基づき適正な管理を行います。また、情報を頂いた場合は、</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。」としていることからすれば第3条を条文としてあえて設ける必要はないのではないか？あえて市民からの情報提供を求める目的とするならば、提供された情報の扱い及び、情報提供を受けた行政側の行動規定（情報に基づき調査する等）を条文に明記すべきです。</p>	<p>法に基づく調査をいたします。ただし、情報が曖昧で対応できない場合や既に調査済みの場合など、調査を要しない場合もあると考へますので、事案ごとに適切な運用に努めてまいります。</p> <p>したがいまして、案の修正はいたしません。</p>	